令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は，市内に居住する高齢者に対する安全運転意識の向上，交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資するため，踏み間違い防止装置整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし，当該補助金の交付については，石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか，この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における「踏み間違い防止装置」とは，ペダルの踏み間違いによる急発進を抑制する機能を有する装置（国土交通省の性能認定を受けたもの。）をいう。

（補助金の交付対象）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

(1)　本補助金申請日において，市内に住所を有し，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている満70歳以上の者であること。

(2)　非営利かつ自ら使用する自動車へ整備する者であること。

(3)　自動車運転免許証を保有している者であること。

(4)　補助対象者は，補助対象自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項の規定により交付される自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に記される使用者と一致すること。ただし，使用者氏名が同一でない場合は，自動車検査証に記載の所有者及び使用者の住所と，申請者本人の運転免許証に記載の住所が同一である場合はその限りでない。

（踏み間違い防止装置の整備事業者）

第４条　補助対象となる踏み間違い防止装置の整備は，関東運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けた事業者（以下「事業者」という。）が行う整備とする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は，踏み間違い防止装置の本体及びその取付けに要する費用とする。ただし，本補助金以外の補助等が交付されている費用については除くものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費の２分の１以内の額とし，障害物検知機能付きの踏み間違い防止装置の整備の場合は２万５千円を，それ以外の場合は１万５千円を上限とする。この場合において，補助金の額に１００円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は，１人につき１台１回とする。ただし，踏み間違い防止装置を既に整備している自動車からの買替えに伴い，新たに踏み間違い防止装置を整備するときは，この限りでない。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，市長が定める期日までに，踏み間違い防止装置整備費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，市長に対し提出しなければならない。

(1)　見積書（原本）

(2)　自動車検査証の写し（申請者名義）

(3)　自動車運転免許証の写し

(4)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は，前条の申請があった場合は，当該申請に係る書類等の審査をし，補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し，補助金を交付すべきものと認めるときは，補助金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は，補助金の交付の決定をする場合において，次に掲げる条件を付すものとする。

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告して指示を受けるべきこと。

(4)　補助事業完了後，別に定める様式により補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

(5)　補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し，若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部を返還しなければならないこと。

(6)　その他市長が必要と認める条件

（交付の決定の通知）

第10条　市長は，補助金の交付を決定したときは，速やかに，その決定の内容及びこれに付した条件を，踏み間違い防止装置整備費補助金交付決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

２　市長は，審査の結果，補助金を交付することが適当でないと認めるときは，速やかに，その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第11条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，前条の規定による通知を受けた後，補助事業の内容について補助金額に変更が生じたときは，踏み間違い防止装置整備費補助金変更申請書（様式第３号）に，変更した内容その他市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定により申請があった場合において，当該申請の内容が適正であると認めるときは，その承認をするものとする。この場合において，補助金の交付決定額の変更を必要とするときは，踏み間違い防止装置整備費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により，申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条　補助事業者は，諸般の事情により踏み間違い防止装置の整備に至らなかったときは，踏み間違い防止装置整備費補助金交付申請取下書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付の決定は，なかったものとみなす。

（状況報告）

第13条　市長は，必要に応じて，補助事業の遂行の状況に関し，補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第14条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，踏み間違い防止装置整備費補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて，市長に対しその定める期日までに

提出しなければならない。

(1)　領収書（複写可）

(2)　整備前及び整備後の写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，当該報告に係る書類等によりその内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の額を確定するものとする。

２　市長は，補助金の額の確定を行ったときは，速やかに，踏み間違い防止装置整備費補助金確定通知書（様式第７号）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条　補助事業者は，補助金の額の確定について，前条第２項の規定による通知を受けたときは，踏み間違い防止装置整備費補助金交付請求書（様式第８号）に補助金確定通知書の写しを添えて，市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第17条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(1)　偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　市長が特に必要であると認めるとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第７条第１項の規定は，第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

４　市長は，第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，踏み間違い防止装置整備費補助金返納・返還命令通知書（様式第９号）により，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第18条　市長は，補助金の交付の決定の取消しをするときは，当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第19条　補助金の交付を受けて整備した踏み間違い防止装置は，法令の規定に基づき適正に管理し，整備完了日から起算して３年間は，補助金交付の目的に反して使用，譲り渡し，交換，貸し付け，売却または廃棄などの処分をしてはならない。ただし，運転免許証返納に伴う譲り渡し等の場合は，この限りではない。

（その他）

第20条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，令和７年４月１日から施行する。

（令和６年度石岡市踏み間違い装置整備補助金交付要綱の廃止）

２　令和６年度石岡市踏み間違い装置整備補助金交付要綱（令和６年石岡市告示第350号）は，廃止する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

申請者　住所

氏名

電話

踏み間違い防止装置整備費補助金交付申請書

令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第７条の規定により，補助金の交付を受けたいので，次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　氏名

３　生年月日・年齢　　年　　月　　日　　歳

４　補助事業費　　金　　円

５　添付書類

(1)　見積書（原本）

(2)　自動車検査証の写し（申請者名義）

(3)　自動車運転免許証の写し

様式第２号（第10条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

踏み間違い防止装置整備費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第10条の規定により，下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決定の区分　　交付　　不交付

２　補助金交付決定額　　金　　円

３　交付条件

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告して指示を受けるべきこと。

(4)　補助事業完了後，別に定める様式により補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

(5)　補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し，若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部を返還しなければならないこと。

４　不交付理由

様式第３号（第11条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

申請者　住所

氏名

電話

踏み間違い防止装置整備費補助金変更申請書

年　　月　　日付けで交付決定通知のあった踏み間違い防止装置整備費補助金について，補助事業を次のとおり変更したいので，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

１　交付決定額　　金　　円

２　変更後の補助金の申請額　　金　　円

３　変更の理由

４　添付書類

(1)　見積書（原本）

様式第４号（第11条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

踏み間違い防止装置整備費補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の変更については，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第11条の規定により承認し，補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

１　既交付決定額　　金　　円

（　　年　　月　　日通知　　第　　号）

２　変更交付決定額　　金　　円

３　交付条件

(1)　補助金は，その目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4)　補助事業完了後，別に定める様式により補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

(5)　補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し，若しくは要綱又はそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第５号（第12条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

申請者　住所

氏名

電話

踏み間違い防止装置整備費補助金交付申請取下書

年　　月　　日　　第　　号付で交付決定を受けました補助金については，諸般の事情により整備に至らなかったので，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第12条第１項の規定により，申請を取り下げます。

様式第６号（第14条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

申請者　住所

氏名

電話

踏み間違い防止装置整備費補助金実績報告書

年　　月　　日付けで交付決定のあった補助金の事業について，下記のとおり実施したので，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第14条の規定により，関係書類を添えて報告します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　補助事業額　　金　　円

３　添付書類

(1)　領収書(複写可)

(2)　整備前及び整備後の写真

様式第７号（第15条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

踏み間違い防止装置整備費補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助金について，補助金実績報告書の審査結果に基づき，下記のとおり交付額を確定しましたので，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第15条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付確定額　　金　　円

３　支払予定日　　年　　月　　日

様式第８号（第16条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

申請者　住所

氏名

電話

踏み間違い防止装置整備費補助金交付請求書

年　　月　　日付けで交付確定のあった補助金について，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第16条の規定により，下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　金　　円

２　請求額の内容

補助金の名称	令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金
交付決定通知	年　　月　　日付け通知（　　第　　号）
補助金交付決定額	円
交付確定通知	年　　月　　日付け通知（　　第　　号）
補助金交付確定額	円
振込口座	銀行・信金・信組・農協　　店・支所
	当座・普通　　口座番号
フリガナ	
口座名義	

※踏み間違い防止装置整備費補助金確定通知書の写しを添付すること。

様式第９号（第17条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長　　印

踏み間違い防止装置整備費補助金返納・返還命令通知書

年　　月　　日付けで交付確定した補助金については，令和７年度石岡市踏み間違い防止装置整備費補助金交付要綱第17条第４項の規定により，次のとおり返納・返還するよう通知します。

１　返納・返還すべき金額　　金　　円

２　返納・返還期限　　年　　月　　日

３　返納・返還方法　　別紙返納通知書による

４　補助金の内容

交付決定通知	年　　月　　日付け通知（　　第　　号）
補助金交付決定額	円
交付確定通知	年　　月　　日付け通知（　　第　　号）
補助金交付確定額	円
返納・返還事由	

(1)　交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は，それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第１項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第１項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は，取消し後又は変更後のものを記入すること。

(2)　石岡市補助金交付規則第19条第１項の規定による決定の取消しに関し，補助金の返還を命ぜられたときは，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ，当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので，速やかに返還すること。

(3)　補助金の返納又は返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので，速やかに返納又は返還すること。